

カ八条 年三回定期昇給スベシ

但し日收ノ一割以上

カ九条 昭和七年四月分ノ工賃ハ従前通ニ支給スベシ

カ十條 病室ヲ設置スベシ

カ十一條 食事ヲ優遇スベシ

カ十二條 浴場ノ設置ヲ完全ニスベシ

カ十三條 洗面場ノ設備ヲ完全ニスベシ

カ十四條 物干場ヲ完備スベシ

カ十五條 寢具ヲ改善スベシ

カ十六條 争議中ノ日給ハ全額支給スベシ